

○ デジタル庁
令第六号
総務省

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）第八条第三号の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(特定認証業務におけるその他の業務の方法)</p> <p>第二十六条 令第八条第三号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第一号に規定する利用者署名検証符号をいう。以下この号及び第七号二において同じ。)を認定申請者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げるものであること。</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ イに該当しない場合 あらかじめ、利用者識別符号(認定認証事業者(電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者をいう。)において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であつて、容易に推測されないように作成されたものをいう。)を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。</p> <p>〔六〕十八 略</p>
改正前	<p>(特定認証業務におけるその他の業務の方法)</p> <p>第二十六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>ロ イに該当しない場合 あらかじめ、利用者識別符号(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号の二に規定する利用者識別符号をいう。)を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。</p> <p>〔六〕十八 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。